

平成26年6月高浜市議会定例会会議録（第5号）

日 時 平成26年6月25日午前10時

場 所 高浜市議事堂

議事日程

- 日程第1 議案第34号 高浜市税条例等の一部改正について
議案第35号 高浜市都市計画税条例の一部改正について
議案第36号 高浜市国民健康保険税条例の一部改正について
議案第37号 高浜市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について
議案第38号 高浜市消防団条例の一部改正について
議案第39号 平成26年度高浜市一般会計補正予算（第1回）
陳情第1号 手話言語法制定を求める意見書の提出を求める陳情
陳情第2号 憲法をいかして働く者の権利を守り、住民生活の向上を求める陳情
陳情第3号 憲法をいかして働く者の権利を守り、住民生活の向上、核兵器のない平和な世界を求める陳情
- 日程第2 農業委員会委員の推薦について
- 日程第3 常任委員会の閉会中の継続調査申出事件について
- 日程第4 意見案第1号 公約違反と秘密交渉のT P P交渉から撤退を求める意見書
- 日程第5 意見案第2号 解釈改憲による集団的自衛権の行使容認に反対する意見書
- 日程第6 意見案第3号 特定秘密保護法の廃止を求める意見書
- 日程第7 意見案第4号 消費税増税の中止を求める意見書
- 日程第8 意見案第5号 中部電力・浜岡原子力発電所の廃炉を求める意見書
- (追加日程)
- 日程第9 意見案第6号 「手話言語法」制定を求める意見書
- 日程第10 公共施設あり方検討特別委員会の設置について

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

出席議員

1番	長谷川 広 昌	2番	黒 川 美 克
3番	柳 沢 英 希	4番	浅 岡 保 夫
5番	柴 田 耕 一	6番	幸 前 信 雄

7番 杉浦辰夫
9番 北川広人
11番 鷺見宗重
13番 磯貝正隆
15番 小嶋克文

8番 杉浦敏和
10番 鈴木勝彦
12番 内藤とし子
14番 内藤皓嗣
16番 小野田由紀子

欠席議員

なし

説明のため出席した者

市 長	吉岡初浩
副 市 長	神谷坂敏
教 育 長	岸上善徳
企 画 部 長	加藤元久
総合政策グループリーダー	木村忠好
人事グループリーダー	野口恒夫
総 務 部 長	新美龍二
行政グループリーダー	山本時雄
行政グループ主幹	杉浦嘉彦
財務グループリーダー	内田 徹
市民総合窓口センター長	大岡英城
市民窓口グループリーダー	三井まゆみ
市民生活グループリーダー	山下浩二
税務グループリーダー	鵜殿 巖
福 祉 部 長	神谷美百合
地域福祉グループリーダー	杉浦崇臣
介護保険・障がいグループリーダー	竹内正夫
生涯現役まちづくりグループリーダー	磯村和志
保健福祉グループリーダー	加藤一志
こども未来部長	中村孝徳
こども育成グループリーダー	磯村順司
文化スポーツグループリーダー	岡島正明
都 市 政 策 部 長	深谷直弘
都市整備グループリーダー	田中秀彦
企業支援グループリーダー	平山昌秋

都市防災グループリーダー	芝田啓二
上下水道グループリーダー	竹内定
地域産業グループリーダー	杉浦義人
会計管理者	橋本貞二
学校経営グループリーダー	内藤克己
監査委員事務局長	神谷義直

職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長	森野隆
主査	内藤修平

議事の経過

○議長（磯貝正隆） 皆さん、おはようございます。

本日も円滑なる議事の進行に御協力のほどお願い申し上げます。

午前10時00分開議

○議長（磯貝正隆） ただいまの出席議員は全員であります。よって、これより会議を開きます。お諮りいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表のとおり決定して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯貝正隆） 御異議なしと認めます。よって、本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表のとおり決定いたしました。

これより本日の日程に入ります。

○議長（磯貝正隆） 日程第1 常任委員会の付託案件を議題とし、付託案件について、各委員長より審査結果の報告を求めます。

総務建設委員長、柴田耕一議員。

5番、柴田耕一議員。

〔総務建設委員長 柴田耕一 登壇〕

○総務建設委員長（柴田耕一） おはようございます。

御指名をいただきましたので、総務建設委員会の御報告をさせていただきます。

去る6月17日午前10時より、委員全員と市長初め関係職員出席のもと、付託された議案6件及び陳情1件について審査を行いましたので、その経過と概要と結果について御報告申し上げます。

議案第34号 高浜市税条例等の一部改正について、委員より、ことしの4月から消費税が5%

から8%に引き上げられたことに伴う軽自動車の駆け込み需要はどのような状況であったか。また、来年10月には消費税が10%に上がるが、今後の駆け込み需要をどのように見込んでいるのかの問いに、軽自動車税収入の約8割を占める軽四輪の常用自家用車で、平成23年度からの課税台数の推移を見てみますと、平成23年度が前年度より254台増、前年比103.3%、平成24年度が278台増、前年比103.5%、平成25年度が319台増、前年比103.8%に対し、今年度は前年度より397台の増、前年比104.6%と明らかに駆け込み需要の影響が出ている。また、今後の見通しとして、消費税が8%から10%に予定どおりになれば、平成27年4月1日以降、前年比の397台以上の増を見込んでいるとの答弁でした。

同委員より、今回の税率引き上げに伴う影響額はとの問いに、平成26年度の当初予算ベースで試算したところ、平成27年度は原動機付自転車が184万円、小型特殊自動車が39万円、二輪車が194万円、合計で417万円の増を、平成28年度には、先ほどの417万円に軽四輪の新規購入見込み台数の300台分、108万円をプラスした525万円を見込んでいます。ただし、平成14年以前の軽四輪に課せられる経年車重課税影響額については、現在、台数不明のため試算していませんとの答弁でした。

同委員より、経年車重課税台数の不明理由はとの問いに、経年車重課税を行うためには、初めて車両番号の指定を受けた年月が必要となります。このデータは軽自動車検査協会が保有しているので、今後検査情報提供システムを導入し対応していきたいとの答弁でした。

他の委員より、法人市民税率100分の12.3を100分の9.7に改正する影響額はとの問いに、平成27年度は約3,300万円、平成28年度は1億2,500万円の減収と試算していますとの答弁でした。

同委員より、地方税法の条文にただし書きがあり、税率100分の9.7を超えて課税する場合、100分の12.1を超えてはならないとあるが、100分の9.7とした理由はとの問いに、本市のように標準課税率を適用しているところは9.7、超過課税額、不均一課税額を適用しているところは上限12.1となっています。本市の場合、標準課税率を適用しているので、国の準則どおり2.6%引き下げ、100分の9.7を用いるとの答弁でした。

議案第35号 高浜市都市計画税条例の一部改正について、質疑はありませんでした。

議案第36号 高浜市国民健康保険税条例の一部改正について、委員より、後期高齢者支援金等課税限度額14万円を16万円に、介護給付金課税限度額12万円を14万円に引き上げる理由はとの問いに、平成26年4月1日地方税法の一部改正に伴い、施行令に準じた金額に改定しますとの答弁でした。

議案第37号 高浜市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について質疑はありませんでした。

議案第38号 高浜市消防団条例の一部改正について、委員より、今回の改正に至る理由はとの問いに、消防団員を取り巻く状況が厳しく、サラリーマン化ということもあり、消防団員確保の

ため今回の条例改正をするとの答弁でした。

同委員より、条文の中で、団長が特に認めたものはこの限りではないという意味と理由はどの問いに、現条例の団員資格は、市内在住・在勤の者となっていますが、市外の者、市外に勤務している者でも、消防団員として活動していただきたいためのただし書きとの答弁でした。

同委員より、消防団の年齢構成比率とその人数はどの問いに、122名の消防団平均年齢は30.3歳、団長、副団長が46歳、第1分団が31.2歳、第2分団が31.1歳、第3分団が27.7歳、第4分団が30.3歳との答弁でした。

同委員より、市域を越えることについて、団員同士の士気に影響するという事で禁止されていたような気がしたが、市域を越えることに関し抵抗はないのかとの問いに、今回の改正に伴い、市外居住、市外勤務をする者が本市の消防団として活動していただけることは、輩出される市にとってのマイナス面は考えられるが、しかしながら、消防団員の確保については、各市、頭を抱え、現に西尾市、刈谷市もただし書きにて緩和を行っていることから、今後消防等の会議にて理解を得ていきたいと思っているとの答弁でした。

同委員より、年齢を18歳に下げたが、消防団長以下どういう話し合いが行われたかの問いに、御心配のところはたばこ、酒のことかと思いますが、団長、副団長、分団長も十分認識をしており、毎月1回行われる正副分団長会議にて、御心配の件はしっかり伝えていきたいとの答弁でした。

他の委員より、現団員で勤務地が変わるとか市外に引っ越しした場合、改めて団長が認めるものとして手続が行われるかの問いに、市内在住の方で会社等の都合で市外勤務や市外で新居を持った場合、市外の方で市内に勤めていたが転勤で市外勤務になった場合、こういった事例が発生したときには、条例に基づき団長が特に認める者ということで手続を行っていきたいとの答弁でした。

議案第39号 平成26年度高浜市一般会計補正予算（第1回）について、委員より、総務管理費、防災倉庫等建設費補助金の内容はどの問いに、論地町町内会から申請があり、防災倉庫を集会所横に新規で建てかえる補助金との答弁でした。

陳情第2号 憲法をいかして働く者の権利を守り、住民生活の向上を求める陳情について、委員より、特定秘密保護法廃止については、この国際情勢の中において国と国との関係で全部をあからさまにすることができない場合があることを考慮すると反対との意見。

他の委員より、民営化、民間委託等を行わないでくださいとか、既に実施されている民間委託等については、住民サービス向上のために直営に戻すことを検討してくださいとかがあがるが、民営化、民間委託の目的の一つが住民サービスの向上を目指していることから、国・地方も民営化が行われている。財政負担が重くなるような時代に逆行する陳情には反対との意見。

他の委員より、在宅リフォーム助成制度を創設、充実してくださいについて、公共サービスの

充実に資するか疑問な点があることからこの陳情には反対との意見。

他の委員より、公契約条例の実現など働く者の権利を守り生活の向上を図ってください。公契約条例は必要、適正な下請け単価、雇用の確保、時給1,000円以上、民営化、民間委託は行わない等、すべてに賛同できることから賛成との意見。

なお、本委員会において、自由討議を実施した案件はありませんでした。

次に採決の結果を申し上げます。

議案第34号については、挙手多数により原案可決。

議案第35号については、挙手全員により原案可決。

議案第36号については、挙手多数により原案可決。

議案第37号、議案第38号、議案第39号については、挙手全員により原案可決。

陳情第2号については、挙手少数により不採択。

以上が、総務建設委員会に付託された議案、陳情に対する審査の経過と結果であります。

なお、詳細につきましては、議会事務局に委員会記録がありますのでごらんいただきたいと思っております。

〔総務建設委員長 柴田耕一 降壇〕

○議長（磯貝正隆） ただいまの総務建設委員長の報告に対する質疑に入ります。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯貝正隆） 質疑もないようですので、次に、福祉文教委員長、柳沢英希議員。

3番、柳沢英希議員。

〔福祉文教委員長 柳沢英希 登壇〕

○福祉文教委員長（柳沢英希） 改めまして、おはようございます。

御指名をいただきましたので、去る6月18日午前10時より、委員全員及び市長初め関係職員出席のもと開会されました福祉文教委員会において、付託された議案1件と陳情2件について審査をいたしましたので、その経過の概要と結果について御報告させていただきます。

初めに、議案第39号 平成26年度高浜市一般会計補正予算（第1回）について、委員より、今回モデル事業で行う妊娠出産包括支援事業は来年3月までで検証時間が非常に短いですが、今までの取り組みにつなげしっかり継続できるのかの問いに対し、当局より、既存の支援サービスを補完し、モデル事業後も現状のサービスにつなげていく視点で進めていくとの答弁。

同委員より、出産後は小児科になるので、刈谷豊田総合病院のみならず、医師会や他の病院とのつながりの構築はの問いに、当局より、高浜市内の診療所から出産を取り扱う刈谷豊田総合病院、安城更生病院、碧南市民病院といった病院につなげる視点で事業を進めてまいりたいとの答弁。

引き続き同委員より、母子保健会議委員謝礼は、産婦人科医と小児科医との連携等を考慮して

のことかの問いに対し、当局より、市内の小児科医、産婦人科医の参加に加え、看護大学の教員、保健所、児童相談センターなどの各機関から集まっていただくことを考えているとの答弁。

また、同委員より、ふだんはマイ保健師であるが、1歳バースデー訪問においては臨時保健師を雇用する考えについての問いに、当局より、マイ保健師の業務を補完するという意味で家庭訪問を行い、観察結果をマイ保健師に伝えていくとの答弁。

他の委員より、平成25年の出生数はこの問いに、当局より、455人であるとの答弁。

同委員より、455人を臨時保健師1人が回るのは大変過ぎではの問いに、当局より、1カ月当たり40件であれば可能な数字であるとの答弁。

ほかの委員より、アシタのたかはま研究事業（しあわせづくり計画策定業務委託）、この計画の策定体制はこの問いに、当局より、（仮称）アシタのたかはま研究所を事務局とし、福祉施策を所管する福祉部局、社会福祉協議会などと連携し、計画の方向性や骨子案を作成。平成26年度は、ワーキングチームを設置し、職員研修を念頭に置いた職員ワークショップを実施し、計画策定に向けた取り組みの体制づくりを行う。また、平成27年度には、研究所において計画の素案づくりを進め、市民ワークショップを開催し、市民の皆さんから意見やアイデアを伺いながらアクションプランを取りまとめていきたいと考えているとの答弁。

同委員より、しあわせづくり計画の策定スケジュールはこの問いに対し、当局より、平成27年度に実施するヒアリング調査や市民ワークショップに備え、平成26年度は、研究所において計画の骨子案を検討、作成する一方で、9月ごろから職員ワークショップを開催、年度末にはキックオフフォーラムの開催を予定。平成27年度は、ヒアリング調査や市民ワークショップを開催し、アクションプランの取りまとめを行うとの答弁。

他の委員より、アシタのたかはま研究事業の計画策定業務委託先について説明をこの問いに、当局より、こういった計画策定に定評のある業者1社にお願いしていくとの答弁。

同委員より、市民ワークショップについてどのように考えているのかの問いに、当局より、市民の皆様から意見をたくさんいただいて計画を練り上げていきたいとの答弁。

同委員より、市民サポーター募集についてどのような状況かの問いに、当局より、事業が進み次第、検討しながら実行していくとの答弁。

他の委員より、しあわせづくり計画策定業務委託料432万円の根拠はこの問いに、当局より、職員ワークショップを4回とキックオフフォーラムで160万円、備品や委託業者の交通費で40万円程度。直接的、間接的経費で230万円程度と見積もったものと答弁。

他の委員より、次のステップを見越し、今回所管を移して取り組むという考え方でよいかの問いに、当局より、職員の能力向上による第7次総合計画策定なども視野に入れ、今回所管を組みかえたとの答弁。

他の委員より、生活援助費の生活保護事業で、就労自立給付金として35万1,000円計上されて

いるが、中身はどういうものなのかという問いに、当局より、生活保護脱却による負担増を緩和し、生活保護受給者の自立を助長することを目的とし、保護受給中の就労収入のうち収入認定された金額の最大30%までの一定額を安定就労により保護廃止に至ったときに、就労自立給付金として支給する制度。支給額上限は単身で10万円、複数世帯で15万円ですとの答弁。

同委員より、35万1,000円の金額の算定根拠はの問いに、当局より、1カ月当たりの収入認定額の一定額を国平均の1万6,680円とし、就労開始から保護脱却まで本市のケースでの平均3カ月で算定し、1人当たりの支給額は5万40円となり、対象人数7人分を見込んでいるとの答弁。

同委員より、福祉総合システム電算管理事業で、ソフトウェア開発修正業務委託料の中身はの問いに、当局より、就労自立給付金の管理をしていくためにこの生活保護システムを改修するものという答弁。

同委員より、介護保険システム電算管理事業で2,600万円ほどの費用が上がっておるが、この中身の内容はとの問いに、当局より、現行の介護保険システムのハードとソフトの更新を行いまして、4月1日からシステムが稼働するようにしていくということ。加えて、ソフトにつきましては、今回制度改正が行われるので、その内容を踏まえたものにバージョンアップすることが主な内容との答弁。

同委員より、発生してくる費用、維持費を押さえていくという知恵はとの問いに、当局より、パッケージソフトを導入し、カスタマイズの部分を減らしコストの削減に努めていく。入札に当たっては、プロポーザルの方式を採用し、その性能を比較して、コスト面、運用面などから最適なものを選択していくとの答弁。

次に、陳情第1号 「手話言語法」制定を求める意見書の提出を求める陳情について、委員より、社会の一体感、社会の一員としてうまく受け入れるために、今回の陳情に対して賛成。

別の委員より、障害者基本法は、法律上手話を言語として位置づけられており、日常的な言語であることを理解し、広めていくことが重要であるから賛成。

他の委員より、手話は言語であるが、まだ社会的に整っていないという状況を踏まえ、進めていきたいので賛成。

他の委員より、手話を言語として普及、研究することのできる環境整備に向けた法整備を国として実現することが必要であるので賛成。

次に、陳情第3号 憲法をいかして働く者の権利を守り、住民生活の向上、核兵器のない平和な世界を求める陳情について、委員より、学童保育の適正規模を30人とあるが、市も30人としており施設規模とニーズを考慮し運営しており、また、平成26年4月30日に公布された放課後児童健全育成事業の整備及び運営に関する基準の厚生労働省令でも、適正に運営できる規模としておおむね40人以下とするとの規定があるので反対。

他の委員より、職場体験などによる生徒の自衛隊体験活動を行わないでくださいとあるが、災

害時における人命の救出、災害の復旧というのは、今の自衛隊の存在というのが大変大きく、その貢献は誰人たりともこれは否定できない。なぜ、職場体験活動がいけないのか明確な理由はわからないので反対。

他の委員より、最低賃金引き上げなど働く者の権利を守りというのがあるが、フルタイムで働いても、869円の東京で月額15万5,000円、664円の地域なら月額11万8,500円、愛知では780円で13万9,000円にしかありません。これは、労働者が人たるに値する生活を営むための必要を満たすものとは言えない。また、原発を直ちに廃炉にして自然エネルギーへの転換をするべきなので賛成との意見がありました。

なお、本委員会においては、自由討議を実施する案件はありませんでした。

次に、採決の結果を申し上げます。

議案第39号は、挙手全員により原案可決されました。

陳情第1号は、挙手全員により採択。

陳情第3号は、挙手少数により不採択となりました。

以上が、福祉文教委員会に付託された案件に対する審査の経過の概要と結果であります。なお、詳細につきましては、議会事務局に委員会記録がありますのでごらんください。

以上で報告を終わります。

〔福祉文教委員長 柳沢英希 降壇〕

○議長（磯貝正隆） ただいまの福祉文教委員長の報告に対する質疑に入ります。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯貝正隆） 質疑もないようですので、委員長報告並びに質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、順次発言を許します。

11番、鷺見宗重議員。

〔11番 鷺見宗重 登壇〕

○11番（鷺見宗重） 皆さん、おはようございます。

日本共産党を代表して、議案第34号、36号の反対討論を行います。

議案第34号 高浜市税条例等の一部改正について反対の立場で討論を行います。

本議案は、地方税法の一部改正に伴い法人市民税の税率100分の12.3を100分の9.7にすることと、軽自動車税の7,200円を1万800円とするなど条例を改正するものです。地方税法の一部改正は、第314条の4 法人税割の標準課税は100分12.3とする。ただし、標準税率を超えて課する場合においても100分の14.7を超えることはできないを、法人割の標準税率は100分の9.7とする。ただし標準税率を超えて課する場合においても100分の12.1を超えることはできないと改正するものです。

新聞赤旗の調べでは、2013年度に大企業1,000社の合計で内部留保が前年より23兆円以上ふえていることがわかりました。この調査は経常利益上位1,000社を対象に集計したものです。2012年度は16兆円程度の増加でしたが、2013年度は増加のペースが大きく上がっています。このうち内部留保を1年間で2,000億円以上ふやした企業は22社に上ります。内部留保の増加額が最も多いのは、トヨタ自動車です。1年で1.4兆円もふえました。消費税増税前の駆け込み需要や円安の影響などで利益が大幅にふえたためです。三菱自動車も利益を大幅にふやし、累積赤字を抱えた状況を脱出しました。内部留保は6,872億円ふえました。ホンダ、日産などの自動車会社も同様に内部留保をふやしています。三菱UFJ、三井住友、みずほの三大銀行グループの内部留保は合計1兆8,609億円増です。ソフトバンク、KDDIといった通信産業や総合商社などもふやしています。このように内部留保をふやしている大企業に応能負担をすべきと考えます。

法人市民税の法人税割の税率12.3%から9.7%の引き下げにより1億2,500万円程度の減収となります。高浜市においても、資本金10億円以上の企業に不均一超過課税を行い、税収を確保すべきと指摘しておきます。

なお、軽自動車等の引き上げについてですが、軽自動車は人気もあり需要も伸びています。新税率は、平成27年4月1日以降に車検を受けた場合適用され、平成26年まで最初に車検を受けた場合は現行のままです。特に、原動機付自転車や二輪、小型特殊自動車などは新規、既存車両に関係なく新税率が適用されます。平成27年度以降に新車を購入した場合、自家用車の自動車だと標準税率が現行は7,200円、改正案では1万800円となり3,600円の負担増となります。営業車の乗用車は現行の5,500円から、改正案では6,900円となり1,400円の負担増です。また、長年車に乗り、最初の車検から13年以上経過した場合には、重課税される改正内容となっています。軽四輪車で1万2,900円となり、これも大きな増税となります。これでは庶民に対して負担増となります。以上、反対の理由を述べ、討論とします。

次に、議案第36号 高浜市国民健康保険税条例の一部改正について反対討論を行います。提案されている条例改正は、国保法施行令の改正に伴うもので、保険料の賦課限度額を引き上げるものです。現行の限度額は、基礎課税額51万円、後期高齢者支援金等課税額14万円、介護給付金課税額（訂正後述あり）12万円、総計で77万円です。これを後期高齢者支援金等課税額、介護給付金課税額（訂正後述あり）それぞれ2万円を引き上げ合わせて4万円の引き上げとなり、限度額81万円となります。厚生省は低所得層、中間層に配慮したものと説明しています。しかし、配慮というならば、国の国庫負担率を大幅に引き上げ、国民の負担を軽減するのが筋ではないでしょうか。高浜市においては、さきの3月議会で、国民健康保険税の引き上げが行われ、すぐに限度額が上がるのでは市民にどう説明されるのか疑問です。所得の高い方に負担を大きくするとはいえ、市民の負担を強いることとなります。近隣市の中でも知立市は限度額より少ない額で設定されているとのこと。

2013年自治体キャラバンの資料によれば、高浜市の国民健康保険税1人当たり平均保険料は、愛知県で高い方から3番目です。一般会計からの繰入額も、多い方から54市町村中48位です。一般会計からの繰り入れをふやして、保険料を下げるべきと考えます。なお、2割・5割軽減の対象者の拡大については賛成できますが、地方税法施行令に規定する低所得者に対するものと説明がありました。結局、法律に従う姿勢です。高浜市独自の軽減を加えるべきと指摘しておきます。市民に負担がふえる改正には賛成できません。

以上、討論を終わります。

[11番 鷺見宗重 降壇]

○議長（磯貝正隆） 次に、7番、杉浦辰夫議員。

[7番 杉浦辰夫 登壇]

○7番（杉浦辰夫） 議長のお許しをいただきましたので、議案第34号の高浜市税条例等の一部改正について、市政クラブを代表して賛成討論をさせていただきます。

今回上程のありました高浜市税条例等の一部改正の主な改正点は、法人市民税の法人税割の税率の引き下げと軽自動車税の税率の引き上げであります。まず、法人市民税の法人税割の税率の引き下げについては、現行の標準税率12.3%を2.6%引き下げ9.7%に改正するものであります。改正の趣旨は、地域間の税源の偏在性を是正し財政力格差を縮小するためであります。この改正による高浜市の影響額として、平成25年度の決算ベースで試算した場合、平成27年度は約3,300万円で、平年度化する平成28年度は約1億2,500万円の減収とのことであります。本市にとっては痛手であります。しかしながら、今回の改正は地方法人課税のあり方等に関する検討会の報告書にもありますように、地方自治の原則は税であること、受益と負担の関係等から偏在性が小さく税収が安定した地方体系の構築が原則であり、その上でなお存在する地方団体間の財源の不均衡の調整は、地方交付税で対応することが原則であります。

このような考えから、国が責任を持って面倒みるべきであります。その国は1,000兆円を越す借金を抱えており危機的な状況であります。このため、地方も地方財政調整に協力すべきであり、相対的に富裕な自治体は困窮する自治体に手を差し伸べるべきであると認識しておりますので、税収の偏在性が大きく、年度間の税収が大きい法人税を引き下げ、交付税の原資化することに理解をいたします。

次に、軽自動車税の引き上げの改正であります。軽自動車税は昭和59年度に改正した以降は据え置かれている状況であること。また、現行の税率は660ccの排気量の軽自動車の自家用の乗用車が7,200円で、1,000ccの小型自動車の自動車税が2万9,500円となっております。昔は、小型自動車と軽自動車の間で性能差もありましたが、現在では、600ccでもスピードは出ますし、居住性もよく、重量についても遜色ありません。昔は小型自動車と軽自動車では差がありましたので、税率の差も理解できますが、今では7,200円と2万9,500円ほどの差はないものと認識して

おります。このことから、今回の改正は負担の公平の観点から見て、著しい不均衡があるようなものについて、その是正を図ることによって税収を確保するという観点の1つとして、軽自動車税の負担水準の適正化を図る趣旨とのこととあります。以上のことから本案に賛成いたします。

次に、議案第36号 高浜市国民健康保険税条例の一部改正について、市政クラブを代表して賛成討論をさせていただきます。

さきの平成26年3月定例会において、3年間の国保財政計画を立て、本市の国民健康保険の財源不足に対する対応として、国民健康保険の財源不足の全額を被保険者に求めるのではなく、被保険者の医療費の伸びについての対応は税率改正による対応をなされ、制度上の課題については一般会計からの法定外の繰り入れで対応するなど一定のルールを定め、被保険者に対する負担軽減がなされたところとあります。しかしながら、今後の高齢化及び医療の高度化により、見込み以上に医療の伸びが増加し、本市の国保財政がますます厳しくなることが危惧される中、国民皆保険制度の根幹をなす国民健康保険制度を将来にわたって持続可能なものにしていくためにも、保険財政基盤の安定化を図ることが重要であります。今回の国保税条例の一部改正の対応は、地方税法施行令の一部改正に準じ、国民健康保険税の課税限度額の改正及び軽減世帯の拡大を行うことは、平成26年度以降においても国庫支出金の財政調整交付金が減額される可能性を念頭に含め、国民健康保険の被保険者の保険税の負担の公平性の確保及び中低所得者層の保険税の軽減を図るための措置として必要なものであると考えられることから、本案に賛成をいたします。

〔7番 杉浦辰夫 降壇〕

○議長（磯貝正隆） 次に、10番、鈴木勝彦議員。

〔10番 鈴木勝彦 登壇〕

○10番（鈴木勝彦） 議長のお許しをいただきましたので、陳情第1号 「手話言語法」制定を求める意見書の提出を求める陳情に対して、市政クラブを代表して賛成討論をさせていただきます。

障がいを持っている方も社会に受け入れられ健常者の方と同等の仕事をする環境は、少しずつではありますが整いつつあるように思います。聴覚に障がいを持ってみえる方が、電車の中やスーパー等で楽しそうに手話でコミュニケーションをされている光景に出会うと、何を話しているんだろうかと関心を持ち、私たちもその会話に入りたい気分にもなります。社会では手話を使うことで差別されてきた長い歴史がありますが、平成18年に採択された国連の障害者権利条約には、手話は言語であると明記されており、日常的に使われている日本の言語であります。

全日本聾啞連盟では、手話言語法が仮に成立したならば、この法律をいかに活用していくか、どのように広げていくかは各聾啞協会が考えていく課題で、聾者が活躍できる社会を実現するまでの道のりは長いですが、近づくための法律は必要ですと言われております。手話は、学校や職場の仲間との信頼関係や仲間意識を築く上でも必要不可欠であり、社会の一員として一体感を醸

成させて、今後の地域での活躍を期待したいと考えます。よって、この陳情には、市政クラブの総意で賛成させていただきます。

〔10番 鈴木勝彦 降壇〕

○議長（磯貝正隆） 次に、15番、小嶋克文議員。

〔15番 小嶋克文 登壇〕

○15番（小嶋克文） 陳情第1号 「手話言語法」4制定を求める意見書の提出を求める陳情について、公明党高浜市議団を代表しまして賛成の立場から討論をさせていただきます。

2月に日本国内で発行した障害者権利条約や2011年に改正された障害者基本法は、法律上手話を言語として位置づけた画期的なものであります。手話もコミュニケーションする立派な言語として誇りを持ちたい。隠すことではなく堂々と社会の中で手話を表現する、手話が日常的な言語であることを理解し広めていくことが重要だと全日本聾啞連盟の事務局長は訴えられております。手話は聞こえない人にとっては第一言語であります。しかし、音声言語と同じように自然に身につくのが理想ではありますが、手話と出会い、学ぶ機会が確保されなければなりません。手話を言語として位置づけ、それを学ぶ教育機会の保障や必要な通訳者の配置を具体的に定める手話言語法の制定は大変に必要なものと考えます。さらに、今回制定を目指すこの法律は、聴覚障がい者のためだけの法律ではなく、健常者にとっても重要な意義を持つものであり、共生社会で生きていくための重要な法律でもあると思います。よって、本陳情には賛成いたします。

〔15番 小嶋克文 降壇〕

○議長（磯貝正隆） 次に、12番、内藤とし子議員。

〔12番 内藤とし子 登壇〕

○12番（内藤とし子） 議長のお許しを得ましたので、陳情第2号 憲法をいかして働く者の権利を守り、住民生活の向上を求める陳情及び陳情第3号 憲法をいかして働く者の権利を守り、住民生活の向上、核兵器のない平和な世界を求める陳情2件について、日本共産党を代表して賛成討論を行います。

本陳情は、2件とも名古屋市北区柳原三丁目7番8号、春の自治体キャラバン実行委員会代表樽松佐一氏から出されたものです。本陳情は、1つ、働く者の権利を守り生活の向上を図る、2つ、暮らしを守る公務公共サービスの充実、3つ、憲法9条を守り核兵器廃絶、平和施策の充実、4つ、国への意見書、要望書を提出してくださいというものです。

委員会の審議で、陳情第2号で反対意見として、特定秘密保護法の廃止を求める意見書について、国と国との関係で全部をあからさまにするということができない場合があるのではという意見がありましたが、そういう場合には、今現在ある法律で十分対応できるようになっています。特定秘密保護法は、多くの国民の声に背を向けて成立されてから半年たちますが、廃止を求める声は一向にやみません。同法廃止を求める署名は、6月4日現在で総計44万筆以上になっています。

6月6日、約130人が参加した院内集会では、同法廃止法案の提出を同席した野党議員に手渡され、同法廃止法案の提出を求めたところです。民営化、民間委託等を行わないでとあるが、住民サービスの向上を目指しており、財政負担が重くなるような時代に逆行するようなことはしなくてもよいと考えるとの意見が出ました。財政負担の問題も出たとおり、保育園などの民営化のように低賃金や短時間で働かせて安く仕事を行うものであり、専門性についても保証もできず、民間の活力を生かす名目で、国や自治体の責務をないがしろにする今の風潮には賛成できません。

陳情第3号で反対意見として、学童保育について、放課後健全育成事業は適正に運営できる規模としておおむね40人以下と規定されているが、陳情では30人までとしてくださいとなっています。厚生労働省が運営の参考としているガイドラインにおいても同様です。高浜市でもニーズの高まりを受け、柔軟に建設規模を踏まえて受け入れ人数をふやして運営しており、40人規模の児童クラブも適正に運営されているからこの陳情には反対という意見もありましたが、たくさんの子どもを狭いところに押し込んで保育していると、子どもが持っている伸びる力を伸ばしきれずにいます。ガイドラインが40人でいいと言っているからというのではなく、本当に子供の力を伸ばす意味、安全に保育を行うなどの理由で30人以下にしてくださいという意味だと考えます。

さらに、高取学童などは児童厚生員もいなく、全てシルバー人材センターの方で運営しております。指導員が安心して働けるよう身分、労働条件の確立をということや指導員を複数で配置できるように予算化してなど賛同できるものです。

また、委員より、職場体験で自衛隊の体験活動を行わないでくださいとあるが、災害時における人命の救出、災害の復旧というのは自衛隊の存在が大きく、その貢献は誰も否定できないから、なぜ職場体験がいけないのかわからないという意見もありました。災害の復旧、人命の救出はそのとおりです。それであれば、災害復旧隊とか言えばよいと考えますし、職場というには、見ているだけではなく、銃を持ってとか銃に触ってということを経験させた職場体験があったと聞きましたが、中学生にとって銃のある職場はないと考えます。自衛隊の目的は、災害復旧が本当の目的でしょうか。自衛隊の目的は、自衛のための軍隊だということも言われています。

最低賃金引き上げなど働く者の権利を守り、生活の向上を図ってくださいの中で、自治体が直接雇用する臨時非常勤職員等の賃金を時間給1,000円以上にしてください。900円未満の時間給については、早急に900円にしてくださいという陳情では、最高は東京の時間給869円、最低の9つの県では664円という水準です。この金額では、フルタイムで働いても最高で月額15.5万円、最低のほうなら月額11万8,500円にしかありません。愛知の最低賃金780円では13.9万円にしかありません。これでは、とても労働条件は労働者が人たるに値する生活を営むための必要を満たすべきものでなければならないという要件を満たしているとは言えません。

きょうの新聞では、全米市長会議の年次総会で、国内で要求の聲が高まっている最低賃金、時間給、日本円で約738円から約1,028円への引き上げを支持し、連邦議会に法制定を求める決議を

採択したと出ていました。決議では不平等の拡大は、中間層や勤労者世帯の所得を減少させ、需要の減退と国の経済成長の停滞を招いていると指摘しています。労働者の4人に1人、女性は過半数が1年を通して働いても年収200万円以下と言われ、働く貧困層と言われ、最低賃金の引き上げによる所得の底上げを通じて、1,000万人に上るとも言われるワーキングプアの所得向上が消費支出として循環させるべきであり、中小企業への助成措置と一体で、最低賃金引き上げを図る必要があります。以上を理由を申し述べまして賛成討論といたします。

〔12番 内藤とし子 降壇〕

○議長（磯貝正隆） 次に、4番、浅岡保夫議員。

〔4番 浅岡保夫 登壇〕

○4番（浅岡保夫） 議長のお許しをいただきましたので、市政クラブを代表いたしまして、陳情第2号 憲法をいかして働く者の権利を守り、住民生活の向上を求める陳情書と陳情第3号 憲法をいかして働く者の権利を守り、住民生活の向上、核兵器のない平和な世界を求める陳情書の以上2つの陳情について反対の立場にて討論させていただきます。

最初に、陳情第2号のナンバー2に当たりますが、住民の暮らしを守り安全・安心の公務公共サービスを充実してくださいとの中の文面に、その1として民営化と民間委託等を行わないでくださいとありますが、当市高浜市では、市としては早くから民営化民間委託に取り組んできており、現在のこの財政状況の厳しいときでもあり、事業によっては民間委託等必要であると考えておりますので、この陳情第2号には反対であります。

次に、陳情第3号の4になりますが、国に対して以下の趣旨の意見書、要望書を提出してくださいとあります。特に、そのナンバー8及び10、11、12。8では原子力発電については、再稼働はやめて直ちに廃炉にしてください。原子力発電を重要なベースロード電源と位置づけるエネルギー基本計画案を撤回して、再生可能エネルギー中心への転換を図ってください。10番といたしまして、墜落事故が多発しているオスプレイの自衛隊への導入は行わないでください。米軍のオスプレイの配備の撤回、普天間基地の閉鎖、撤去をしてください。11といたしまして、憲法9条、戦争放棄、戦力の不保持、交戦権の否認を生かし、核兵器のない世界を目指して積極的役割を果たすとともに、非核三原則、武器輸出三原則を遵守し、米軍基地の撤去を進めてください。また、12番として集団的自衛権の行使は認めないでください。戦争できる国づくりにつながる国家安全保障基本法を制定しないでくださいとあります。以上の意見については、現在いずれも国で議論がされており、それぞれ御意見があり、その意見を集約されることにより、今後の推移を注視することにしたいと思っておりますので、国に対して現在要望することはその時期ではないと考えております。よって、この陳情は反対するものであります。議員皆様の御賛同を得ますようよろしくお願い申し上げます。

〔4番 浅岡保夫 降壇〕

○議長（磯貝正隆） 以上をもって討論は終結をいたしました。

これより採決をいたします。

議案第34号 高浜市税条例等の一部改正について、総務建設委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（磯貝正隆） 起立多数であります。よって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第35号 高浜市都市計画税条例の一部改正について、総務建設委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（磯貝正隆） 起立全員であります。よって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第36号 高浜市国民健康保険税条例の一部改正について、総務建設委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（磯貝正隆） 起立多数であります。よって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第37号 高浜市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について、総務建設委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（磯貝正隆） 起立全員であります。よって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第38号 高浜市消防団条例の一部改正について、総務建設委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（磯貝正隆） 起立全員であります。よって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第39号 平成26年度高浜市一般会計補正予算（第1回）について、各常任委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（磯貝正隆） 起立全員であります。よって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

次に、陳情第1号 「手話言語法」制定を求める意見書の提出を求める陳情について、福祉文教委員長の報告は採択であります。採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（磯貝正隆） 起立全員であります。よって、陳情第1号は採択とすることに決定いたしました。

次に、陳情第2号 憲法をいかして働く者の権利を守り、住民生活の向上を求める陳情について、総務建設委員長の報告は不採択であります。採択とすることに賛成の議員の起立を求めま

す。

[賛成者起立]

○議長（磯貝正隆） 起立少数であります。

次に、不採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（磯貝正隆） 起立多数であります。よって、陳情第2号は不採択とすることに決定いたしました。

次に、陳情第3号 憲法をいかして働く者の権利を守り、住民生活の向上、核兵器のない平和な世界を求める陳情について、福祉文教委員長の報告は不採択であります。採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（磯貝正隆） 起立少数であります。

次に、不採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（磯貝正隆） 起立多数であります。よって、陳情第3号は不採択することに決定いたしました。

ここで、暫時休憩をいたします。再開は11時15分。

午前11時5分休憩

午前11時14分再開

○議長（磯貝正隆） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

日程に入る前に、討論の修正を求められておりますので、これを許します。

11番、鷺見宗重議員。

○11番（鷺見宗重） 討論の中で、議案第36号 高浜市国民健康保険税条例の一部改正についての部分で、介護給付金課税額と言ってしまったのは、介護納付金課税額の間違いですので、訂正させていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（磯貝正隆） そのようにお願いをいたします。

○議長（磯貝正隆） それでは、日程第2 農業委員会委員の推薦についてを議題といたします。

お諮りいたします。

議会推薦による農業委員会委員が、平成26年7月19日で任期満了となりますので、農業委員会等に関する法律第12条第2号の規定により、農業委員会委員の推薦については、議長より指名いたしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯貝正隆） 御異議なしと認めます。よって、議長より指名することに決定いたしました。

農業委員会委員の推薦については、都築和子氏、神谷よし子氏、杉浦さよ子氏を指名することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯貝正隆） 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしましたとおり、農業委員会委員に推薦することに決定いたしました。

○議長（磯貝正隆） 日程第3 常任委員会の閉会中の継続調査申出事件についてを議題といたします。

各常任委員長より、お手元に配付してありますとおり、総務建設委員会、一つ、商業振興施策について、一つ、防災施策について、一つ、財政施策について、一つ、災害施策について、一つ、庁舎整備について、福祉文教委員会、一つ、認知症対策について、一つ、図書館運営について、一つ、学校教育について、一つ、宅幼老所について。

以上の事項について、会議規則第102条の規定により、委員の任期まで閉会中も継続して調査を行いたい旨、議長に申し出がありました。

お諮りいたします。

各常任委員長の申し出のとおり、これを閉会中の継続調査申出事件とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯貝正隆） 御異議なしと認めます。よって、各常任委員長の申し出のとおり、委員の任期まで、閉会中の継続調査申出事件とすることに決定をいたしました。

○議長（磯貝正隆） 次に、日程第4 意見案第1号 公約違反と秘密交渉のT P P交渉から撤退を求める意見書を議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

11番、鷺見宗重議員。

〔11番 鷺見宗重 登壇〕

○11番（鷺見宗重） 案文の朗読をもって説明にかえさせていただきます。

公約違反と秘密交渉のT P P交渉から撤退を求める意見書（案）

今回の日米首脳会談で、共同声明の発表が大統領の離日直前までずれ込む異常な経過をたどって、T P P交渉は「前進する道筋を特定した」との表現を盛り込んだことに対し、関税引き下げ

の駆け引きがおこなわれ、一定の「進展」があったと報じられています。また、一部にはコメ、麦を含め農産物の関税が残ったことを「関税撤廃」ではなく「関税容認」だと報道するものもありますが、これはとんでもないごまかしです。もともと安倍政権がTPP参加を決めた際、「重要5項目」が守れない限り「交渉から脱退も辞さない」と約束しています。

これまでの交渉で明らかなように、TPPは、自然条件も経済発展の段階や経路も異なる国々に、アメリカ型の「貿易と投資の自由化」と「市場原理主義」を「国際ルール」として押し付けようというものです。それは、農林水産業、食の安全、医療など、国民生活と日本経済のあらゆる分野に多大な犠牲をもたらし、日本の経済主権を放棄し、アメリカに日本を丸ごと売り渡す亡国の協定にほかなりません。

政府は、TPP交渉で二重の公約違反を犯しています。第一は、「守るべきものは守る」とし、農産物の「重要5項目」を「聖域」にすると公約しながら、その関税撤廃の検討に踏み込んでいくことです。第二は、「丁寧な情報提供」を約束しながら、徹底した秘密交渉で交渉妥結に突き進んでいることです。

政府は、食料主権、経済主権の相互尊重に立った、互惠・平等の経済関係を発展させるために力をつくすとともに、公約違反と秘密交渉のTPP交渉から撤退することを求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成26年6月25日。高浜市議会。

議員の皆様には賛同いただけますようお願いいたします。

〔11番 鷺見宗重 降壇〕

○議長（磯貝正隆） これより質疑に入ります。

質疑もないようですので、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

3番、柳沢英希議員。

〔3番 柳沢英希 登壇〕

○3番（柳沢英希） 公約違反と秘密交渉のTPP交渉から撤退を求める意見書に対して、市政クラブを代表して反対の意見を述べさせていただきます。

ちょっと最初に気になる場所ですけれども、この意見書ですが、「もともと安倍政権がTPP参加を決めた際、重要5項目が守れない限り」と書いてありますけれども、これ正確には、安倍政権がTPP交渉参加を決めた際だと思えますし、これ重要5項目より5品目ではないかと思えます。

TPP交渉は、今現段階ではいまだ各国の交渉を継続しており、日本と米国間でも一進一退の交渉をしているところであります。交渉参加前から交渉の内容については明かすことができないというルールがあるというのは、皆さんも御承知のことと思えます。政府としましても、TPP

とはいかなるものなのかの説明は、国会においても説明をなされてきたわけであります。重要5品目の件で公約違反と書かれておりますが、時の政権のように公約を無理に貫き通し、国民に不利益を講じてしまうこともあります。そういったことを考えますと、公約を軽んじるわけではありませんが、掲げた公約が誤っていたと判断するのであれば、国民に理解していただけるよう説明し、公約の内容を訂正することも国民のための利益であり、重要なことと考えるので、一口に公約違反というのはいかかなものかと思えます。

また、今後の日本の農業が強くなるためにも、国内でのさまざまな抜本的な改革が必要であり、行政によって保護をすればするほど、どのような分野においてもそうですが、国際競争から置いていかれるものと考えております。日本の各産業には、日本古来のものづくりに対する思いや丁寧さを考えれば、市場や生産地を国内のみならず世界に目を広げても十分に競争できると考えております。全くアメリカ型のルールとは考えられません。

また、世界の中の日本という立場を見ましても、ある程度の地域で、ある一定のルールづくりの必要性も安全面より十分に感じます。時間がかかるのも必要であります。

以上の事柄を踏まえ、今後の交渉参加各国の動向をしっかりと見守っていく必要性もあると考えますので、この意見書のように交渉から即時撤退には反対であります。

以上です。

〔3番 柳沢英希 降壇〕

○議長（磯貝正隆） 賛成討論を求めます。

12番、内藤とし子議員。

〔12番 内藤とし子 登壇〕

○12番（内藤とし子） 公約違反と秘密交渉のTPP交渉から撤退を求める意見書の賛成討論を行います。

この意見書は、前回、あいち中央農協代表理事組合長石川克則氏より出されたものの議決に至りませんでした。今また、米、麦を含め農産物の関税が残ったことを、関税撤廃ではなく関税容認だと報道するものもありますが、これはとんでもないごまかしです。もともと安倍政権が参加を決めた際、重要5項目が守れない限り交渉から脱退も辞さないと約束しています。

TPP問題では、北海道は自民党から日本共産党まで一丸となって反対しています。東北も反対と決めました。これは、関税ゼロを強要するTPPは、農林漁業を土台から壊すだけでなく、非関税障壁撤廃の名のもとに、食の安全、医療、雇用などのルールを壊し、暮らしのあらゆる分野に甚大な被害をもたらすものです。だから百害あって一利なしと言うのです。

輸出企業にプラスになるのかという問題もあります。プラスの要素は見当たりません。国内市場がアメリカに開放されたら、内需が冷え込む、家計が冷え込む、そして日本では物が売れなくなります。対米輸出の障壁となっているのは関税ではなく、アメリカが円高ドル安政策をとって

いるからで、日本は世界の経済成長を取り込むどころか、アメリカの対日輸出戦略に飲み込まれ、雇用を失い、経済も衰退してしまいます。

政府は、TPP交渉で二重の公約違反を犯しています。第1は、守るべきものは守るとし、農産物の重要5項目を聖域にすると公約しながら、その関税撤廃に踏み込んでいることです。第2は、丁寧な情報提供を約束しながら、徹底した秘密交渉で交渉妥結に突き進んでいることです。

公約違反と秘密交渉のTPP交渉から撤退することを求める意見書を提出するよう求めて、意見を終わります。

[12番 内藤とし子 降壇]

○議長（磯貝正隆） ほかに。

ほかに討論もないようですので、これで討論を終結いたします。

これより採決いたします。

意見案第1号 公約違反と秘密交渉のTPP交渉から撤退を求める意見書について、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（磯貝正隆） 起立少数であります。よって、意見案第1号は否決されました。

○議長（磯貝正隆） 続きまして、日程第5 意見案第2号 解釈改憲による集団的自衛権の行使容認に反対する意見書を議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

11番、鷺見宗重議員。

[11番 鷺見宗重 登壇]

○11番（鷺見宗重） それでは、解釈改憲による集団的自衛権の行使容認に反対する意見書（案）を説明させていただきます。案文の朗読をもって説明とさせていただきます。

安倍首相の私的諮問機関である「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」（安保法制懇）は5月15日、「報告書」を発表した。「報告書」は、集団的自衛権の行使を禁止してきた従来の政府解釈は「適当ではない」として、その容認を公然と求めるものとなっている。

集団的自衛権行使は、日本に対する武力攻撃がなくても、他国のために武力を行使するということである。それは、「海外での武力行使をしてはならない」という憲法上の歯止めを外すことにほかならない。

従来、政府は、集団的自衛権については、「行使ができないのは憲法9条の制約である。わが国は自衛のための必要最小限度の武力行使しかできないのであり、集団的自衛権はその枠を超える」（1983年4月、角田内閣法制局長官）とし、憲法上許されないとしてきた。

日本が攻撃されていなくても武力で協力する集団的自衛権の行使容認は、日本を戦争への道に

引き込むものである。憲法解釈の変更で違憲の集団的自衛権の行使を認めようというのは、まさに立憲主義の破壊である。

集団的自衛権は、アメリカのベトナム戦争、ソ連のアフガニスタン戦争などの口実として使われてきた。他国への軍事介入の論拠に使われてきた規定を持ち出して、憲法違反の武力行使を正当化するのには、大きな間違いと言わなければならない。

日本国憲法は前文で、「政府の行為によって再び戦争の惨禍が起ることのないよう」と述べるとともに、「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して」「安全と生存を保持しよう」と決意した」としている。世界でも今、戦争ではなく平和的・外交的努力で問題を解決することが大きな流れとなっている。東南アジア諸国連合（ASEAN）では、互恵と紛争の平和的な解決の枠組みづくりが大きく前進してきている。憲法を生かしてアジアと世界の平和に貢献する道をこそ、日本が進むべきである。世論調査でも集団的自衛権行使に反対の声が賛成を上回り、日本弁護士会や歴代の内閣法制局長官もこれに反対する声を上げている。

よって、国及び政府においては、憲法解釈の変更による集団的自衛権の行使容認をしないよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年6月25日。高浜市議会。

議員の皆様の賛同をいただけますよう、よろしく申し上げます。

〔11番 鷺見宗重 降壇〕

○議長（磯貝正隆） これより質疑に入ります。

質疑もないようですので、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

反対討論を求めます。

5番、柴田耕一議員。

〔5番 柴田耕一 登壇〕

○5番（柴田耕一） 解釈改憲による集団的自衛権の行使容認に反対する意見書提出に対し、市政クラブを代表し、討論をさせていただきます。

本文の中で、「日本が攻撃されていなくても武力で協力する集団的自衛権の行使容認は、日本を戦争への道に引き込むものである」とあるが、日本にとっての集団的自衛権というのは、本来、日本に迫る危機や脅威や軍事攻撃に対し、日本をどう守るかということが出発点であり、目的でもあります。日本が諸外国に対し、戦争を仕掛けるための準備をするためではなく、武力行使を阻止する権利であって、一国で守ろうとすることには限界があります。反対する国々と協力し合って守ることができれば、日米同盟だけに依存するよりさらに抑止力を向上させ、力で一方的に変更しようとする国々を抑え込むことができるようになると思います。よって、解釈改憲によ

る集団的自衛権の行使容認に反対する意見書提出には反対です。

〔5番 柴田耕一 降壇〕

○議長（磯貝正隆） 次に、賛成討論を求めます。

12番、内藤とし子議員。

〔12番 内藤とし子 登壇〕

○12番（内藤とし子） 解釈改憲による集団的自衛権の行使容認に反対する意見書の賛成討論を行います。

政府は、アフガニスタン戦争やイラク戦争で、アメリカの要請に応じて自衛隊を派兵しました。しかし、憲法9条があったため、武力行使してはならない、戦闘地域に行ってはならないという2つの歯どめをかけました。それで自衛隊の活動は、非戦闘地域、後方支援に限られ、犠牲者を出しませんでした。集団的自衛権が行使された場合、この2つの歯どめを残すのか、残さないのか、国会で日本共産党の志位委員長は繰り返しこの点を安倍首相に尋ねました。首相は最後まで残すとは答えませんでした。自民党と公明党は与党協議をしていますが、戦闘地域には行かないという制約を廃止し、自衛隊の活動を拡大することを明らかにしています。

集団的自衛権とは、自衛と名がついていますが、自分を守る自衛とは無縁のもので、日本が攻撃されていなくても、他国が攻撃されたとき、ともに武力行使する権利です。つまり日本が他国の戦争に加わる攻撃参加権なのです。

共通の敵から自分の国を守るために、ともに助け合う権利という考えも全く違います。集団的自衛権の行使とこれまで主張された主な事例で見ると、米国と旧ソ連といった巨大な軍事力を持った大国が、ベトナムやアフガニスタンなど小さな国に攻め入っている侵略戦争がほとんどです。

アフガニスタン戦争、イラク戦争のような戦争をアメリカが引き起こした際に、自衛隊が戦闘地域まで行って軍事支援を行う、すなわちアメリカの戦争のために日本の若者の血を流すというのがその正体です。日本は憲法9条のもとで、海外で戦争をしてはならないと決めました。集団的自衛権を行使できるようにして、この大原則を転換し、海外で戦争する国にしていいいのでしょうか。

政府や自民党は、集団的自衛権を認めるといっても限定的だと言っています。限定の一つが我が国の存立が脅かされるとか、国民の権利が根底から覆されるなどのおそれがある場合という条件がついているからという理屈ですが、おそれかどうかを判断するのは時の政権です。しかも事態が実際起こってからではなく、そのおそれがあると判断すればいいのですから、実際は限定どころか無限定です。行使するといっても必要最小限度だから大丈夫という理屈も出ています。限定的だと言っていますが、一度風穴をあければどこまでも拡大解釈ができる、これが政府や自民党の本音です。

安倍政権は、これまで政府が示してきた憲法解釈を変更することで、集団的自衛権行使を認め

られるようにしようとしています。歴代の自民党政権は、戦後一貫して憲法9条のもとでは集団的自衛権は許されないとの解釈を示してきました。この政府解釈は、ある日突然、政府が一片の見解を出して決まったものではありません。戦後半世紀にわたる国会の議論を積み重ねて、政府見解として定着し、確定してきたものです。

この半世紀にわたる憲法解釈を180度覆そうとしているのが安倍政権です。海外で戦争をする国への大転換なのに、国民多数の声に耳を傾けない。国会でのまともな議論もしない。与党だけの密室協議を通じて一内閣の閣議決定で行おうというのです。まさに憲法破壊のクーデターです。

だからこそ、自民党の元幹事長、野中広務さん、古賀誠さん、加藤紘一さんなど広範な人たちが、憲法が国家権力を縛り、その乱用を防ぐという立憲主義という考え方の否定だと批判しています。また、岐阜県では県議会議長が、全自治体へ憲法解釈をするなという意見書を国へ出すよう指示を送ったとも報道されました。県内でも幾つかの自治体で採択しています。

6月22日、若者が東京、渋谷の中心街で開いた若者憲法集会、23日は緊急行動として首相官邸前で行った解釈で憲法9条を壊すな！実行委員会など、次々、人々が行動に立ち上がっています。世論調査でも朝日では、集団的自衛権を使えるようにすることに「反対」が56%で、「賛成」28%を大きく上回りました。

以上、るる申し述べましたが、この意見書を提出することをぜひ皆さんにお願いいたしまして、賛成討論といたします。

[12番 内藤とし子 降壇]

○議長（磯貝正隆） ほかに。

ほかに討論もないようですので、これで討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

意見案第2号 解釈改憲による集団的自衛権の行使容認に反対する意見書について、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（磯貝正隆） 起立少数であります。よって、意見案第2号は否決されました。

○議長（磯貝正隆） 日程第6 意見案第3号 特定秘密保護法の廃止を求める意見書を議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

12番、内藤とし子議員。

[12番 内藤とし子 登壇]

○12番（内藤とし子） 案文の朗読をもって提案といたします。

特定秘密保護法の廃止を求める意見書（案）

国会で採決された特定秘密保護法は、憲法の定める基本的人権と平和主義を脅かす立法であり、ただちに廃止を求めます。

特定秘密保護法は、指定される「特定秘密」の範囲が政府の裁量で際限なく広がる危険性を残しており、指定された秘密情報を提供した者にも取得した者にも過度の重罰を科すことを規定しています。この法律では、市民の知る権利は大幅に制限され、国会の国政調査権が制約され、取材・報道の自由、表現・出版の自由、学問の自由など、基本的人権が著しく侵害される危険があります。さらに秘密情報を取り扱う者に対する適性評価制度の導入は、プライバシーの侵害をひきおこしかねません。

さらに、特定秘密保護法は国の統一的な文書管理原則に打撃を与えるおそれがあります。公文書管理の基本ルールを定めた公文書管理法が2011年に施行され、現在では行政機関における文書作成義務が明確にされ、行政文書ファイル管理簿への記載も義務づけられて、国が行った政策決定の是非を現在および将来の市民が検証できるようになりました。特定秘密保護法はこのような動きに逆行するものです。

そもそも民主政治は、市民の厳粛な信託によるものであり、情報の開示は民主的な意思決定の前提です。特定秘密保護法は、この民主主義原則に反するものであり、市民の目と耳をふさぎ秘密に覆われた国、「秘密国家」への道を開くものと言わざるをえません。法成立後も広く国民に廃止を求める声が広がっています。

「秘密国家」・「軍事国家」への道を開く特定秘密保護法を廃止とし、民主主義社会の根幹である国民の知る権利や報道の自由を守るよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成26年6月25日。高浜市議会。

以上です。

〔12番 内藤とし子 降壇〕

○議長（磯貝正隆） これより質疑に入ります。

質疑もないようですので、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

反対討論を求めます。

6番、幸前信雄議員。

〔6番 幸前信雄 登壇〕

○6番（幸前信雄） 意見案第3号 特定秘密保護法の廃止を求める意見書の提出に対して、反対の立場で討論させていただきます。

今回提出されました意見書の内容を検討させていただきましたが、言論の自由、表現の自由を

阻害するものであるとの表現が使われております。そもそも、国家間の間で国民の利益を考え活動するとき、全てを公開して進めることが可能なのでしょうか。国益すなわち国民の利益になり得る活動でも、その全てを公開して活動することが相手国から信頼を得られる活動となり得るものかを考える必要があるかというふうに考えております。全てを公開して活動することが、本当に日本国民にとって利益につながるものかどうかという見方があってもよいのではないのでしょうか。相手に知られたくない情報は個人でもありますし、ましてや国家間の間で存在しないことが不思議なくらいです。

今回、先ほど意見の中で、従来のものでいいんじゃないかという御意見ございました。しかしながら、先ほどからその意見を出された方の御意見を伺っておりますと、権利、権利という話が盛んに出てまいります。私たちは自由主義の世界の中で活動させていただいております。生活しております。その中で自由主義を守るために権利もあって当然ですけれども、義務という世界のところ、ここのところがないがしろにされて成り立つものではございません。そういう意味でいいますと、その義務と権利のところ曖昧になってきている。そんな中で今回の特定秘密保護法案が提出されたというふうに理解させていただいております。

そういう意味でいいますと、特定秘密保護法が暴走すること、この政策が暴走し始めることをとめていく、こういう政策の運用上のことをしっかり考えて活動していくことが大切であるというふうに考えておりますので、今回の意見書の提出には反対とさせていただきます。

〔6番 幸前信雄 降壇〕

○議長（磯貝正隆） 賛成討論を求めます。

11番、鷺見宗重議員。

〔11番 鷺見宗重 登壇〕

○11番（鷺見宗重） それでは、意見案第3号 特定秘密保護法の廃止を求める意見書（案）について賛成の立場で討論を行います。

秘密にするべき相手国に情報があるので、特定秘密保護法は必要であるから反対という意見がありますが、現在の自衛隊法上の自衛秘密制度のもとで、防衛大臣が、2007年から2011年の5年間だけで約5万5,000件もの情報を防衛秘密と指定し、隠ぺいしていると言われております。

特定秘密保護法の中身では、特定秘密になるものはどのジャンルにも以下のとおり、その他重要な情報という規定がちりばめられています。①防衛に関し収集した電波情報、画像情報その他重要な情報、安全保障に関し収集した条約その他国際約束に基づき保護することが必要な情報、その他重要な情報、特定有害活動の防止に関し収集した外国の政府または国際機関からの情報、その他の情報。法案の内容は民主主義の根幹である国民の知る権利を侵害し、憲法の基本原理を根底から覆すものです。

政府や与党は、法文に報道の自由や知る権利に配慮する旨の規定を盛り込むことで、国民の批

判をかわそうとしています。しかし、幾ら報道の自由への配慮を明記しても、幅広い厳罰規定のもとで情報を統制する法体制によって、報道の自由など基本的人権が侵害される危険性を拭うことはできません。したがって、隠さなければいけないという情報というものは、政策決定の是非の検証に情報の公開が必要であれば公開しなくてはなりません。しかし、この法律により隠されてしまいます。例えば、福島原発事故のときに住民の避難の方法を決める場合に必要な情報、放射能物質が風の流れによってどの方向に流れたかを早い段階で情報が公開されれば、放射能が低い方向に避難しました。公開されないで放射能の強い方向に避難したということを見たとき、検証が行われ、後でわかることですが、間違いだったということがわかります。

秘密保護法では、情報は公開されることなく、自分が被曝しても知らないということになります。こうしたことが起こり得るおそれがあり、また集団的自衛権で武力行使をした事実も隠されてしまっただけでは、どこで戦争になったのか知らされないまま血税が戦争に使われること自体、憲法を踏みにじる行為ではないでしょうか。したがって、特定秘密保護法を廃止とし、国民の知る権利や報道の自由を守るよう強く要望している本意見書（案）に賛成して討論を終わります。よろしくをお願いします。

〔11番 鷺見宗重 降壇〕

○議長（磯貝正隆） ほかに。

ほかに討論もないようですので、これで討論を終結いたします。

これより採決いたします。

意見案第3号 特定秘密保護法の廃止を求める意見書について、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（磯貝正隆） 起立少数であります。よって、意見案第3号は否決されました。

○議長（磯貝正隆） 日程第7 意見案第4号 消費税増税の中止を求める意見書を議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

12番、内藤とし子議員。

〔12番 内藤とし子 登壇〕

○12番（内藤とし子） 案文の朗読をもって提案といたします。

消費税増税の中止を求める意見書（案）

「アベノミクス」で円安が進み、物価は上昇しています。経済の「好循環」がいられていますが、大企業のもうけは増えても、労働者の収入は増えていません。厚生労働省の統計では、労働者の所定内給与は丸2年にわたって減り続けています。物価の上昇と収入の伸び悩みに増税が加

わり、暮らしが悪化しています、

世論調査では消費税増税の影響がくっきり現れています。消費税増税で家計のやりくりが「非常に厳しくなった」が16%、「少し厳しくなった」が43%（NHK調査）、負担増を「非常に感じている」が24%、「多少は感じている」が54%（「読売」）と家計を直撃しています。

中小零細企業も大変です。信金中央金庫の全国データでは、「消費税増税分をすべて販売価格に転嫁できた」企業は33.5%にとどまり、大多数の企業は業種内の競争や客離れを心配して販売価格への転嫁に苦勞しています。政府や財界首脳は「増税の影響は想定内だった」「落ち込みは一時的だ」と宣伝していますが、国民の実感「想定内」どころの話ではありません。

低所得者ほど負担が重い不公平税制である消費税は、貧困と格差を激しくする点でも重大です。「ワーキングプア」といわれる貧困層にも消費税の負担は押し付けられます。日本社会の貧困と格差の拡大は、賃金の抑制や非正規雇用の拡大などが背景ですが、低所得者ほど負担が重い消費税増税は、それに拍車をかけます。貧困と格差是正のうえからも、消費税増税はもはや放置できません。

消費税を増税しなくても、巨大開発などムダづかいの見直しや、大企業・大金持ちに応分の負担を求める税制改革を進めるとともに、国民の所得を増やして好循環の日本経済に立て直せば、税収も大きく増やすことができます。

安倍政権は消費税増税の打撃を「一時的」と思わせ、年内には来年10月からの再増税実施を決めようとしています。しかし、再増税反対は「読売」調査でも66%に達しています。日本経済と国民の暮らしを立て直すためにも、消費税増税路線を転換すべきです。

以上、地方自治法第99条により、提出します。

平成26年6月25日。高浜市議会。

以上。

〔12番 内藤とし子 降壇〕

○議長（磯貝正隆） これより質疑に入ります。

質疑もないようですので、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

反対討論を求めます。

7番、杉浦辰夫議員。

〔7番 杉浦辰夫 登壇〕

○7番（杉浦辰夫） 意見案第4号 消費税増税の中止を求める意見書の提出について、市政クラブを代表して反対討論をさせていただきます。

消費税というのは、社会保障の不安をなくしていくための安定した財源を得るための手段ということで、これからの超高齢化社会になっていくわけで、安心した社会保障システムを確立して、

国民の皆さんからそれを理解してもらって消費を喚起するという政策効果を求めていると思います。消費税増税を中止するかの判断は、経済動向や財政状況を見ながら国が責任を持って判断すべきと考え、あえて市から提出する必要はないと考えます。また、世論調査の結果で反対が多数であっても、そのことだけでは増税の中止を求める理由にはならないと思いますので、今回の意見書の提出には反対します。

〔7番 杉浦辰夫 降壇〕

○議長（磯貝正隆） 賛成討論を求めます。

11番、鷺見宗重議員。

〔11番 鷺見宗重 登壇〕

○11番（鷺見宗重） 意見案第4号 消費税増税の中止を求める意見書（案）について賛成の立場で討論を行います。

トヨタ自動車があるとある広告を出しました。その内容は、「この4月から消費税が8%に上がった。家計のやりくりは大変だが、これを機会に生活を見直せば無駄は幾つも見つかるはず。不要なものを買っていないか、水光熱費はもっと節約できないか。例えばモヤシのような安価な食材も工夫次第で立派な主菜になる。節約は実は生活を豊かにするのだと気づけば、増税も楽しからずや」という広告が23日付、日経に載りました。

こんなことが言えるのは、トヨタ自動車は消費税を1円も払っていないから出せるのであって、国民の痛みを全然わかっていません。その上、輸出する場合、その消費には外国で消費税がかからないから、部品や仕入れなどの価格の分、消費税を戻すことになっています。その額は年間約2,800億円とも言われています。

消費税は低所得者ほど負担が重い不公平税制です。また、貧困と格差を激しくする点でも重要です。消費税増税は財政再建のためと、キャンペーンも大うそだということがはっきりしてきました。今年度、大企業は復興特別法人税廃止と投資減税、合わせて1.5兆円減税しました。財界が求めている法人税10%引き下げを実行したら5兆円を減税することになります。合わせて6.5兆円の減税となります。消費税増税分8兆円と比べると、そのほとんどが大企業の減税に充てられるということは、社会保障と財政再建のためには言えません。

意見書では、消費税を増税しなくても無駄な巨大開発などの見直しや、大企業、大金持ちに応分の負担を求める税制を進め、国民の所得をふやして好循環の日本経済を立て直せば税収もふやすことができますとしています。

以上、賛成の意見を述べ、討論とします。

〔11番 鷺見宗重 降壇〕

○議長（磯貝正隆） ほかに。

ほかに討論もないようですので、これで討論を終結いたします。

これより採決いたします。

意見案第4号 消費税増税の中止を求める意見書について、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（磯貝正隆） 起立少数であります。よって、意見案第4号は否決されました。

○議長（磯貝正隆） 日程第8 意見案第5号 中部電力・浜岡原子力発電所の廃炉を求める意見書を議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

12番、内藤とし子議員。

[12番 内藤とし子 登壇]

○12番（内藤とし子） 案文の朗読をもって提案といたします。

意見案第5号 中部電力・浜岡原子力発電所の廃炉を求める意見書（案）。

巨大地震の想定震源域に位置する浜岡原発は、本来建設すべきでなかった原発であり、再稼働させることなどまったく考えられないものです。中部電力は「新規制基準による適合性審査申請は再稼働とは別」といいますが、再稼働する気がないなら巨額の費用をかけて堤防などを増設し、適合性審査を申請するなどまったく必要のないことです。

南海トラフでは今後30年以内にマグニチュード8～9程度の巨大地震が7割近い確率で起きるといわれており、浜岡原発はその想定される震源域の真上にあります。世界有数の地震国である日本ではどこに原発をつくっても地震や津波の危険がありますが、間違いなく近く巨大地震が起きるといわれるところに原発を建設し、せっかく停止したのに再稼働させようなどというのは異常という以外ありません。

中部電力は、原子炉建屋などでこれまでより強い地震の揺れに対応できるよう増強したり、予想される津波に対し堤防を増嵩するなどとしています。しかし、万一巨大地震が起こって建屋は耐えられても配管などが破断すれば大きな被害が起きます。堤防は高くしても地震で壊れれば津波を防ぐことはできません。巨大地震の震源域に原発を置くことの危険を直視すれば、浜岡原発は直ちに廃止すべきです。

浜岡原発の近くには東海道新幹線や東名高速が通り日本列島の東西を結ぶ大動脈となっています。お茶などの農業や自動車部品などの産業も盛んです。もし浜岡原発が事故を起こせば周辺自治体だけで96万人以上が避難を求められるだけでなく、放射性物質が漏れ出せば中京圏も甚大な影響を受けます。いったん事故を起こせば予想もつかない大きな被害を及ぼす原発は全国どこでも廃止すべきですが、とりわけ浜岡原発は運転を再開せず直ちに廃止すべきです。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成26年6月25日。高浜市議会。

ぜひ、皆さんのお賛同をお願いいたしまして終わります。

〔12番 内藤とし子 降壇〕

○議長（磯貝正隆） これより質疑に入ります。

質疑もないようですので、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

反対討論を求めます。

8番、杉浦敏和議員。

〔8番 杉浦敏和 登壇〕

○8番（杉浦敏和） 議長のお許しを得ましたので、意見案第5号 中部電力・浜岡原子力発電所の廃炉を求める意見書に対し、市政クラブを代表して反対の立場で意見を述べさせていただきます。

国内全ての原子力発電所が運転停止した場合、火力発電で代がえするとLNGや石油などの燃料費の負担増が年間3兆円以上になるとの試算があります。つまり、発電コスト全体では年間3兆円程度の増加になり、全て電気料金の値上げとなって国民に降りかかってくるわけであります。原子炉の廃炉にどれだけのコストがかかるのかについては意見が分かれるところですが、およそ1,000億円から5,000億円程度と言われていています。しかし、稼働可能な原発を廃炉にすれば、除去損が出てきますし、使用済み核燃料の処分費用なども考えると、総額ではその数倍見ておく必要があるのかもしれませんが。もしそうだとすると、原発停止による3兆円のコスト増をかぶるよりは、そのコストを原発の廃炉に振り向けたほうがずっと国民のためになるのではないのでしょうか。3兆円あれば年間10基の原発を廃炉にすることができます。5年半で原発を全廃できる計算になります。

原発反対派が再稼働を何が何でも抑え込もうとする一方で、推進派は全ての原発の再稼働に向けて手続を進めようとしています。その結果、膠着状態となってコストだけが垂れ流されていく。ストレステストも日本の電源構成をどのようにすべきかという議論もまだ十分できていません。議論をしっかりと、どの原発から廃炉にすべきかという優先順位づけをし、確実に廃炉を進めていくことが一番望ましいとの意見もあります。

政府は原発の寿命を原則40年とする方針を示しました。つまりこのまま原発の新設、増設がなければ、日本の原発は2050年までに全てなくなることになります。そのスピードを速めろという主張をするなら理解できるし、議論が前進すると思います。もちろんそのときには国民がどこまでコスト負担に耐えられるのかという問題と、電力供給に不安が出ないかという2つの視点も含めて議論すべきと考えます。そうした建設的な議論をせず、このままイデオロギー対立を続けていたら、結局国民は原発のリスクと高い電気代の両方をこうむるだけです。膠着状態は誰も幸せ

にしないということを認識すべきと考えます。

全ての原発停止を目指すのか、それとも確実な廃炉へのロードマップをつくっていくべきなのか。どちらが安全で現実的なのか。そして原発の稼働中のリスクと停止中のリスクにはどれぐらいの違いがあるのか。原発を廃炉にするにはどんな手順を踏み、費用はどれぐらいかかるのか。それらについて私たちは余り具体的に知らないということを改めて気づかされました。また、原発を含めたエネルギーのベストミックスを考えることも必要との意見もあります。よって、まだまだ議論のさなかであり、この意見書には反対をいたします。

〔8番 杉浦敏和 降壇〕

○議長（磯貝正隆） 賛成討論を求めます。

11番、鷺見宗重議員。

〔11番 鷺見宗重 登壇〕

○11番（鷺見宗重） 意見案第5号 中部電力・浜岡原子力発電所の廃炉を求める意見書について賛成の立場で討論を行います。

巨大地震の想定震源域に位置する浜岡原発は相模トラフの近くにあります。伊豆半島の東の相模湾には南海トラフという深い谷があって、沖合に伸び、房総半島沖で日本海溝と出会っています。この相模トラフに沿ってフィリピン海プレートが北米プレートの下に沈み込み、さらにその下に日本海溝から太平洋プレートが沈み込むという複雑な動きをしています。こうした点で本来であれば建設すべきではなかった原発であり、私ども日本共産党も配慮すべきと考えます。

大飯原発再稼働差しどめ判決がこのほど出されましたが、画期的な判決となりました。

その第1は、人格権を優先にしている。国民の命と暮らしを守ること以上に大切なものはないという立場に立って、再稼働ストップの判定を下しました。

第2は、原発はほかの技術にない特別の危険がある。一たび事故が起これば、時間的にも空間的にも被害がとめどもなく広がってしまうから共存できないと日本共産党は主張してきました。今回の判決では同じ論理が司法によって下されたのです。

第3は、安全神話。原発は安全だと言い募る議論に対して厳しい断罪を下したということです。

第4は、国民の安全よりコストを優先する考え方をきっぱりと退けました。極めて多くの人々の命と電気代の高い低いとは次元が違う話で、てんびんにかけること自体、法的に許されないことを理由に大飯原発再稼働差しどめ判決に至りました。

浜岡原発は、発電出力138万キロワットの原子炉があり、福島第一原発4号機の78万キロワットの1.8倍になります。まさに稼働中に事故が起これば、放射能物質も1.8倍放出することになり、大変な被害となります。また、東西を結ぶ大動脈、東名高速、新幹線など寸断されることや、周辺自治体にも大きな被害をもたらすこととなります。三河湾の魚にも放射能の影響があれば、産業にも影響が出てきます。ひいては市民の生活に大きな影響が出るおそれがあり、とりわけ浜岡

原発の廃止を訴える意見書に賛成をいたします。

以上、意見を述べ、討論といたします。

〔11番 鷺見宗重 降壇〕

○議長（磯貝正隆） ほかに。

ほかに討論もないようですので、これで討論を終結いたします。

これより採決いたします。

意見案第5号 中部電力・浜岡原子力発電所の廃炉を求める意見書について、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（磯貝正隆） 起立少数であります。よって、意見案第5号は否決されました。

ここで、6月18日に議会運営委員会が開催されましたので、その結果の報告を求めます。

議会運営委員長、内藤皓嗣議員。

〔議会運営委員長 内藤皓嗣 登壇〕

○議会運営委員長（内藤皓嗣） 御指名をいただきましたので、議会運営委員会の御報告を申し上げます。

6月18日に委員全員出席のもと議会運営委員会を開催し、意見案第6号 「手話言語法」制定を求める意見書の取り扱いについて、本日の日程に追加し、審議することと決定いたしました。

大変お疲れのところではありますが、皆様方の御協力をお願い申し上げます。

〔議会運営委員長 内藤皓嗣 降壇〕

○議長（磯貝正隆） ただいま議会運営委員長の報告がありました。

お諮りいたします。

ただいま意見案第6号 「手話言語法」制定を求める意見書が提出され、これを受理いたしました。この際、これを日程に追加いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯貝正隆） 御異議なしと認めます。よって、意見案第6号を日程に追加することに決定いたしました。

○議長（磯貝正隆） 日程第9 意見案第6号 「手話言語法」制定を求める意見書を議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

14番、内藤皓嗣議員。

〔14番 内藤皓嗣 登壇〕

○14番（内藤皓嗣） それでは、「手話言語法」制定を求める意見書（案）につきまして、提案

説明をさせていただきます。なお、案文の朗読をもって説明にかえさせていただきますので、よろしく願いいたします。

「手話言語法」制定を求める意見書（案）

手話とは、日本語を音声ではなく手や指、体などの動きや顔の表情を使う独自の語彙や文法体系をもつ言語である。手話を使うろう者にとって、聞こえる人たちの音声言語と同様に、大切な情報獲得とコミュニケーションの手段として大切に守られてきた。

しかしながら、ろう学校では手話は禁止され、社会では手話を使うことで差別されてきた長い歴史があった。

2006（平成18）年12月に採択された国連の障害者権利条約には、「手話は言語」であることが明記されている。

障害者権利条約の批准に向けて日本政府は国内法の整備を進め、2011（平成23）年8月に成立した「改正障害者基本法」では「全ての障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と定められた。

また、同法第22条では国・地方公共団体に対して情報保障施策を義務づけており、手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、きこえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、更には手話を言語として普及、研究することのできる環境整備に向けた法整備を国として実現することが必要であると考えます。

よって高浜市議会は、政府と国会が下記事項を講ずるよう強く要望する。

記

手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、きこえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、更には手話を言語として普及、研究することのできる環境整備を目的とした「手話言語法（仮称）」を制定すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年6月25日。高浜市議会。

なお、提出先は内閣総理大臣であります。

議員全員の賛同を確信しております。

〔14番 内藤皓嗣 降壇〕

○議長（磯貝正隆） これより質疑に入ります。

質疑もないようですので、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論もないようですので、これで討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

意見案第6号 「手話言語法」制定を求める意見書について、原案を可決することに賛成の議

員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（磯貝正隆） 起立全員であります。よって、意見案第6号は原案のとおり可決されました。

○議長（磯貝正隆） 日程第10 公共施設あり方検討特別委員会の設置についてを議題といたします。

お諮りいたします。

平成25年3月、公共施設あり方計画が策定され、今後まちづくり・公共サービスを提供するための拠点である公共施設の再編・更新がされようとしています。公共施設の再生は、少子高齢化のさらなる進行や生産年齢人口の減少、行政環境の変化などにより必然であるものの多額の財政負担が見込まれます。よって、議会として真に必要とされる公共施設の再生を目指し、審査・調査・研究することを目的とする正副議長を除く全議員をもって構成する公共施設あり方検討特別委員会を設置し、閉会中においても調査・研究・検討を行い、調査・研究・検討が終了するまで継続することにしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（磯貝正隆） 御異議なしと認めます。よって、公共施設あり方検討特別委員会を設置し、閉会中においても調査・研究・検討を行い、調査・研究・検討が終了するまで継続することに決定をいたしました。

また、当局におかれましては、今後、公共施設あり方に関する議案については本特別委員会に付託するとともに、定期的な報告と情報の提供をお願いいたします。

さらに、9月定例会以降の議会日程に本特別委員会を盛り込み、議員一丸となって取り組んでいく所存でございます。

ただいま設置されました公共施設あり方検討特別委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長より御指名申し上げます。

公共施設あり方検討特別委員会委員に、長谷川広昌議員、黒川美克議員、柳沢英希議員、浅岡保夫議員、柴田耕一議員、幸前信雄議員、杉浦辰夫議員、北川広人議員、鈴木勝彦議員、鷺見宗重議員、内藤とし子議員、内藤皓嗣議員、小嶋克文議員、小野田由紀子議員、以上14名を御指名いたします。

ここで暫時休憩をいたします。

休憩中に、公共施設あり方検討特別委員会の正副委員長の互選をお願いいたします。

再開は12時35分。

午後0時27分休憩

午後0時33分再開

○議長（磯貝正隆） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま公共施設あり方検討特別委員会において正副委員長の互選がされましたので、その結果の報告を申し上げます。

公共施設あり方検討特別委員会委員長に北川広人議員、同じく副委員長に小野田由紀子議員。
以上であります。

以上をもって、本定例会に付議されました案件全部を議了いたしました。

市長、挨拶。

〔市長 吉岡初浩 登壇〕

○市長（吉岡初浩） 大変お疲れさまでございました。

平成26年6月高浜市議会定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

去る6月6日から本日25日までの20日間にわたり、私どものほうから提案をさせていただきました諮問1件、議案6件につきまして、慎重に御審議をいただいた上、原案のとおり御答申あるいは御可決を賜りました。まことにありがとうございます。報告7件につきましても、お聞き取りを賜り、ありがとうございました。

御審議の過程でいただきました御意見、御要望に関しましては、今後の執行の参考にさせていただきます。

議員の皆様には一層の御指導、御鞭撻を賜りますことをお願い申し上げまして、閉会の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

〔市長 吉岡初浩 降壇〕

○議長（磯貝正隆） これをもって、平成26年6月高浜市議会定例会を閉会いたします。

去る6月6日の開会以来、本日までの20日間にわたり、終始慎重審議をいただきまして、本日にここに全案件を議了いたしました。そして、閉会の運びとなりましたことに対しまして、厚くお礼を申し上げます。

当局におかれましては、会期中に出されました意見、要望等を十分尊重されまして、今後の施策の上に反映されますことを強く要望いたしまして、閉会の言葉といたします。

御苦労さまでございました。

午後0時35分閉会
